

茨木市中高層建築物の計画における敷地内の空間に関する基準

(目的)

第1 この基準は、茨木市中高層建築物の建築に係る紛争の防止及び調整に関する条例（令和6年茨木市条例第23号。以下「条例」という。）第7条第3号に掲げる敷地内の空間の確保について、居住環境の保全に必要な基準を定めることを目的とする。

(適用対象)

第2 この基準は、条例第2条第1号に規定する中高層建築物（第3において同じ。）で、その建築予定地の全部又は一部が、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域（容積率300パーセント未満の地域に限る。）、準工業地域及び工業地域並びに同法第7条第1項に規定する市街化調整区域（第3において「第1種低層住居専用地域等の地域及び区域」という。）内に存するものについて適用する。

(敷地内の空間に関する基準)

第3 条例第7条第3号の規定による敷地内の空間の確保は、中高層建築物の外壁（条例第2条第4号イに規定する外壁をいう。）から隣地境界線（第1種低層住居専用地域等の地域及び区域内に存するもの又は当該地域及び区域に接するものに限る。）までの水平距離に基づくものとし、当該水平距離は、次の各号に掲げる高さの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数値以上とする。ただし、建築予定地が、公園、広場、川その他これらに類する空地又は水面（幅4メートル以上のものに限る。）に接している部分については、この限りでない。

(1) 中高層建築物の高さが10メートルを超える部分

$1 + 0.3 \times (\text{中高層建築物の各部分の高さ} - 10) / 2$ (単位 メートル)

(2) 中高層建築物の高さが10メートル以下の部分

1メートル

附 則

この基準は、令和7年1月1日から施行する。